



# 鳥取県公報

平成 18 年 12 月 26 日(火)  
号外第 173 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県副知事定数条例 (75) (行政経営推進課) . . . . .	3
	鳥取県認定子ども園に関する条例 (76) (子ども家庭課) . . . . .	4

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県副知事定数条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地方自治法の一部改正に伴い、副知事の定数を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 副知事の定数は、1人とする。
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

## ◇鳥取県認定こども園に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定され、就学前の教育、保育及び子育てを総合的に提供する施設を都道府県知事が認定子ども園として認定する制度が設けられた。
- (2) (1)に伴い、認定子ども園の認定基準を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 認定子ども園の認定基準は、次に掲げる認定子ども園の種類に応じ、職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、保育者の資質向上等、子育て支援並びに管理運営等ごとに定めるところによる。
  - ア 幼保連携型認定こども園
  - イ 幼稚園型認定こども園
  - ウ 保育所型認定こども園
  - エ 認可外保育施設型認定こども園
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

## 条 例

鳥取県副知事定数条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第75号

鳥取県副知事定数条例

副知事の定数は、1人とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県認定こども園に関する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第76号

### 鳥取県認定こども園に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法第79条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該施設に在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年<sup>文部科学省</sup><sub>厚生労働省</sub>令第3号）第1条に規定する施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(4) 認可外保育施設型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(5) 大臣基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成18年<sup>文部科学省</sup><sub>厚生労働省</sub>告示第1号）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法、児童福祉法及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）で使用する用語の例による。

（認定基準）

第3条 法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号に規定する認定こども園の認定の基準は、別表に掲げる認定こども園の類型に応じて同表に定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 幼保連携型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基 準
職員配置	<p>ア 保育に従事する者は、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上であること。この場合において、常時2人を下回らないこと。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもに係る短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が担当すること。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下であること。</p>
職員資格	<p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。</p> <p>エ イの規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>オ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。</p>
施設設備	<p>ア 幼稚園及び保育所等の用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合においては、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>（ア）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>（イ）子どもの移動時の安全が確保されていること。</p> <p>イ 認定こども園の園舎の面積（満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる基準を満たすものであること。た</p>

だし、既存施設（認定こども園の認定前に設置された幼稚園又は保育所の施設をいう。以下同じ。）のうち保育室又は遊戯室の面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であるとき、及び既存施設のうち乳児室の面積が満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であるとき、又は既存施設のうちほふく室の面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であるときは、この限りでない。

学 級 数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じた面積に320平方メートルを加えて得た面積

- ウ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。
- エ ウの保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設の当該園舎の面積（満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がイ本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- オ ウの屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすものであること。ただし、既存施設が（ア）の基準を満たすときにあっては（イ）の基準を、既存施設が（イ）の基準を満たすときにあっては（ア）の基準を満たすことを要しない。
  - （ア） 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
  - （イ） 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて（ア）により算定した面積を加えた面積以上であること。

学 級 数	面 積
2学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じて得た数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えて得た面積
3学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じて得た数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えて得た面積

- カ 屋外遊戯場に次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができること。
  - （ア） 子どもが安全に利用できる場所であること。
  - （イ） 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
  - （ウ） 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
  - （エ） オによる屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。
- キ 次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
  - （ア） 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の観点から業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
  - （イ） 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
  - （ウ） 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。

	<p>(エ) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(オ) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>ク 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、ウの規定により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p>
教育及び保育の内容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の資質向上等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	<p>ア 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 短時間利用児にあつては年1回以上、長時間利用児にあつては年2回以上の健康診断を実施すること。</p> <p>ウ 子どもの健康管理に関し、病院又は診療所との緊密な連携が図られていること。</p> <p>エ その他大臣基準第8に規定する基準を満たすこと。</p>

## (2) (1)以外のもの

項目	基 準
職員配置	<p>ア 保育に従事する者は、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どものうち長時間利用児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上であること。この場合において、常時2人を下回らないこと。</p> <p>イ 共通利用時間については、学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任が担当すること。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として35人以下であること。</p>
職員資格	<p>ア 保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者で</p>

	<p>あること。</p> <p>エ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。</p>												
施設設備	<p>ア 幼稚園及び保育所等の用に供される建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。</p> <p>(イ) 子どもの移動時の安全が確保されていること。</p> <p>イ 認定こども園の園舎の面積は、次の表に掲げる基準を満たすものであること。ただし、既存施設のうち保育室又は遊戯室の面積が子ども1人につき1.98平方メートル以上であるときは、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2 学級以上</td> <td>100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じた面積に320平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。</p> <p>エ ウの保育室又は遊戯室の面積は、子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、既存施設の当該園舎の面積がイ本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>オ ウの屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすものであること。ただし、既存施設が(ア)の基準を満たすときにあっては(イ)の基準を、既存施設が(イ)の基準を満たすときにあっては(ア)の基準を満たすことを要しない。</p> <p>(ア) 子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。</p> <p>(イ) 次の表に掲げる面積以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 級 数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>30平方メートルに学級数から1を減じて得た数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>80平方メートルに学級数から3を減じて得た数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができること。</p> <p>(ア) 子どもが安全に利用できる場所であること。</p> <p>(イ) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。</p> <p>(ウ) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>(エ) オによる屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。</p> <p>キ 次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>(ア) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の観点から業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</p> <p>(イ) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配</p>	学 級 数	面 積	1 学級	180平方メートル	2 学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じた面積に320平方メートルを加えて得た面積	学 級 数	面 積	2 学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じて得た数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えて得た面積	3 学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じて得た数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えて得た面積
学 級 数	面 積												
1 学級	180平方メートル												
2 学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じた面積に320平方メートルを加えて得た面積												
学 級 数	面 積												
2 学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じて得た数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えて得た面積												
3 学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じて得た数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えて得た面積												



	<p>慮が行われること。</p> <p>(ウ) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>(エ) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(オ) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>
教育及び保育の内容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の資質向上等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	(1)の管理運営等の項に掲げる基準に同じ。

## 2 幼稚園型認定こども園

### (1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基 準
職員配置	1の(1)の職員配置の項に掲げる基準に同じ。
職員資格	<p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。</p> <p>エ イの規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難である場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、幼稚園及び保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に保育士の資格の取得を予定しているものときは、この限りでない。</p> <p>オ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させ</p>

	るよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準(同基準イただし書、オただし書(既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。))及びカを除く。)に同じ。
教育及び保育の内容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の資質向上等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	ア 保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。 イ 年1回以上健康診断を実施すること。 ウ 子どもの健康管理に関し、病院又は診療所との緊密な連携が図られていること。 エ その他大臣基準第8に規定する基準を満たすこと。

## (2) (1)以外のもの

項目	基 準
職員配置	1の(2)の項に掲げる職員配置の基準に同じ。
職員資格	ア 保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。 イ アの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。 ウ アの規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難である場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、幼稚園及び保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に保育士の資格の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。 エ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準(同基準イただし書、オただし書(既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。))及びカを除く。)に同じ。
教育及び保育の内	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。

容	
保育者の 資質向上 等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支 援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営 等	(1)の管理運営等の項に掲げる基準に同じ。

## 3 保育所型認定こども園

## (1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基 準
職員配置	1の(1)の職員配置の項に掲げる基準に同じ。
職員資格	<p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、学級担任に従事する者として幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難である場合において、保育士の資格を有する者であって、保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に幼稚園の教員の免許状の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。</p> <p>エ イの規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>オ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。</p>
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準（同基準ア、エただし書、オただし書（既存施設が(イ)の基準を満たすときに係る部分に限る。）及びキを除く。）に同じ。
教育及び 保育の内 容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の 資質向上 等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。

子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準に同じ。

## (2) (1)以外のもの

項目	基 準
職員配置	1の(2)の職員配置の項に掲げる基準に同じ。
職員資格	<p>ア 子どもの保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難である場合において、保育士の資格を有する者であって、保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に幼稚園の教員の免許状の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>エ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。</p>
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準ア、エただし書、オただし書（既存施設が(イ)の基準を満たすときに係る部分に限る。）及びキを除く。）に同じ。
教育及び保育の内容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の資質向上等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準に同じ。

## 4 認可外保育施設型認定こども園

## (1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基 準
職員配置	1の(1)の職員配置の項に掲げる基準に同じ。
職員資格	<p>ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。</p> <p>イ 満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、学級担任に従事する者として幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難である場合において、保育士の資格を有する者であって、保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に幼稚園の教員の免許状の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。</p> <p>エ イの規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難である場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、幼稚園及び保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に保育士の資格の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。</p> <p>オ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。</p>
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準（同基準アを除く。）に同じ。
教育及び保育の内容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の資質向上等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準に同じ。

## (2) (1)以外のもの

項目	基 準
----	-----

職員配置	1の(2)の職員配置の項に掲げる基準に同じ。
職員資格	<p>ア 保育に従事する者は、原則として幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者であること。この場合において、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者でないときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、学級担任に従事する者として幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難である場合において、保育士の資格を有する者であって、保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に幼稚園の教員の免許状の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難である場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、幼稚園及び保育所その他の児童福祉施設において2年以上の実務経験を有し、当該認定こども園の認定の日から3年以内に保育士の資格の取得を予定しているものであるときは、この限りでない。</p> <p>エ 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有している者であること。</p>
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準アを除く。）に同じ。
教育及び保育の内容	大臣基準第5に規定する基準を満たすこと。
保育者の資質向上等	大臣基準第6に規定する基準を満たすこと。
子育て支援	大臣基準第7に規定する基準を満たすこと。
管理運営等	1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準に同じ。